

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年3月25日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀明人

- 1 監査の結果を公表した日
令和6年2月27日（宇治市監査委員公表第5号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 都市整備部 公園緑地課
公益財団法人宇治市公園公社

監査期間 令和5年12月1日～令和6年1月23日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>出納業務の状況について</p> <p>委託料の支払について、業務完了前の支払が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>法人に対し、年度末分の委託料支払いについて、一部の職員が会計処理を誤認識していたことが原因であったため、年度末分であっても会計処理規則に基づき、業務完了後に支払事務を実施するよう指導いたしました。</p> <p>所管課として、適正な処理が行われるよう、引き続き指導してまいります。</p>